

2 住まいに関する補償

住まいの補償

保険の対象
をお選び
ください



- *1 門、塀、垣や外灯等の敷地内に所在する屋外設備を含みます。
- *2 バルコニー等の専用使用権付共用部分を含みます。
- *3 1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等の高額貴金属等は1事故あたり合計100万円まで補償します。
- *4 併用住宅(P.26をご参照ください。)に収容される場合に限りま。

❗ 住まいの補償については、補償の組み合わせ等により、ご契約いただけない場合があります。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

保険金をお支払いする主な場合

契約概要

● **損害保険金** 保険の対象に以下の事故が起こったときに、損害保険金をお支払いします。

例えば…

家が燃えてしまったときは?		火災リスク	火災、落雷、破裂・爆発による損害を補償します。
台風で屋根が壊れたときは?		風災リスク	風災、雹災、雪災による損害を補償します。
大雨で家が水びたしになったときは?		水災リスク	水災(床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合)による損害を補償します。
泥棒に入られたとき・水濡れが起きたときは?		盗難・水濡れ等リスク	盗難、水濡れ、建物外部からの物体の衝突、労働争議等に伴う破壊行為等による損害を補償します。
うっかり窓ガラスを割ってしまったり、テレビを落としてしまったときは?		破損等リスク	上記以外の偶発的な事故による破損等の損害を補償します。

❗ 実際にご契約いただく補償内容は申込書等でご確認ください。

すべてのリスク共通の免責金額(自己負担額)を、**0円**⁵、**5千円**、**3万円**、**5万円**からお選びください。

お支払いする保険金は **損害額(修理費) - 免責金額(自己負担額)**⁶ です(支払限度額(保険金額)を上限とします。)

- ・免責金額(自己負担額)とは…お支払いする保険金の計算にあたって損害額から差し引く金額をいいます。
- *5 破損等リスクのみ免責金額(自己負担額)が5千円となります。
- *6 ただし、通貨等、預貯金証書の盗難については免責金額(自己負担額)を差し引きません。

● **費用保険金** 損害保険金以外にも、様々な費用をお支払いします。

※ A～F の費用の合計額は損害保険金の額を上限とし、損害保険金に加え費用保険金としてお支払いします。(損害保険金をお支払いする場合に限りお支払いします。)

例えば…

火事で燃えた建物の燃え残りを片づけたいときは?		A 残存物取片づけ費用保険金	損害が生じた保険の対象の 残存物の取片づけ に必要な費用
どうして水濡れが起こったのか、調査しなければならないときは?		B 損害原因調査費用保険金	損害が生じた保険の対象を復旧するために必要な その損害の原因の調査費用 (C 修理付帯費用保険金の一部としてお支払い)
強風で物が飛んできて屋根に穴があいたときは?		C 仮修理費用保険金	損害が生じた保険の対象の 仮修理の費用 (C 修理付帯費用保険金の一部としてお支払い)



- ・家財: 建物内(軒下を含みます。)に収容される、生活用の家具、衣服、その他の生活に必要な動産をいいます。
- ・設備・什器: 建物内(軒下を含みます。)に収容される、業務用の設備、装置、什器や備品等の動産をいいます。
- ・商品・製品: 建物内(軒下を含みます。)に収容される、販売用の商品、製品やその原料、材料等の動産をいいます。
- ・水濡れ: 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。

A～Cの費用保険金以外にも以下の費用をお支払いします。

D 修理付帯費用保険金	<ul style="list-style-type: none"> ● 損害の範囲を確定するために必要な調査費用(損害範囲確定費用) ● 損害が生じた保険の対象を再稼動するための点検や調整に必要な費用(試運転費用) ● 損害が生じた保険の対象の代替として使用する仮設物の設置費用および撤去費用ならびにこれに付随する土地の賃借費用(仮設物設置費用) ● 損害が生じた保険の対象を迅速に復旧するための工事に伴う残業勤務、深夜勤務または休日勤務に対する割増賃金の費用(残業勤務・深夜勤務等の費用)
E 損害拡大防止費用保険金	火災、落雷、破裂・爆発の事故が生じた場合に、損害の発生および拡大の防止のために支出した必要または有益な費用(消火薬剤のつめかえ費用等)
F 請求権の保全・行使手続費用保険金	他人に損害賠償の請求ができる場合、その請求権の保全または行使に必要な手続きをするための費用
G 失火見舞費用保険金	建物から発生した火災、破裂・爆発の事故によって、近隣等第三者の所有物に損害が生じた場合の第三者への見舞費用。1事故1被災世帯あたり50万円(ただし、支払限度額(保険金額)の20%を限度とします。)
H 水道管凍結修理費用保険金	建物の専用水道管が凍結によって損壊を受け、修理した場合の修理費用。1事故について10万円を限度とします。
I 地震火災費用保険金	地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災で、保険の対象(建物・家財)が以下の損害を受けた場合に、支払限度額(保険金額)の5%をお支払いします。ただし、1事故1敷地内あたり300万円を限度とします。 <ul style="list-style-type: none"> ● 建物：半焼以上(20%以上の損害) ● 家財：家財を収容する建物が半焼以上(20%以上の損害)または家財が全焼(80%以上の損害)

保険金をお支払いしない主な場合



- ご契約者、補償を受けられる方またはその同居の親族等の故意もしくは重大な過失または法令違反によって生じた損害
- 戦争・内乱その他これらに類似の事変や暴動によって生じた損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって生じた損害(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって発生した事故の延焼または拡大により生じた損害や火元の発生原因を問わず地震・噴火またはこれらによる津波によって延焼または拡大した損害(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)
- 損害割合が30%未満であり、かつ「建物の床上浸水」または「地盤面より45cmを超える浸水」に至らない水災によって生じた損害
- 給排水設備事故に伴う水濡れ等の損害のうち、給排水設備自体に生じた損害
- 偶然な事故による破損等のうち、次のもの 等
 - ・ 保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることによるもの
 - ・ 自然の消耗または劣化
 - ・ 建物の増築・改築や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣
 - ・ すり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、落書き等の単なる外観上の損傷や汚損
 - ・ 電氣的または機械的事故(特約により補償できる場合があります。)
 - ・ 保険の対象の置き忘れや紛失
 - ・ 液晶ディスプレイ等の画像表示装置のみに生じた事故
 - ・ 以下の家財や身の回り品に生じた事故
 - 携帯電話、ノート型パソコン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡等

家財を保険の対象とする場合でも、以下のものは保険の対象に含まれません。

- 自動車や船舶等
- クレジットカードや稿本、設計書、帳簿等
- 設備・什器や商品・製品等
- 動物、植物等の生物
- データやプログラム等の無体物 等

主な特約とその概要



さらに、様々な特約(オプション)もご用意しています。

例えば…

	補償内容
火災によって様々な費用がかかったときは?	<p>臨時費用補償特約</p> <p>事故*7によって損害保険金が支払われる場合に必要となる様々な臨時費用として、1事故について保険の対象(建物や家財等)ごとに100万円を限度に損害保険金の10%に相当する額をお支払いします。</p> <p>臨時費用のお支払いの対象となる事故を限定することができます。</p> <p>*7 家財等の動産の場合は「通貨等の盗難」および「破損等」による事故を除きます。</p>
自宅からの火災で隣の家が燃えてしまったときは?	<p>類焼損害補償特約</p> <p>ご自宅からの出火により、ご近所の住宅や家財が類焼し、類焼先の火災保険で十分に復旧できない場合、法律上の賠償責任が生じないときであっても1事故について1億円を限度に修復費用の不足分を補償します。</p>
地震による家や家財の損害の補償を増やしたいときは?	<p>地震危険等上乘せ補償特約</p> <p>(一定の条件*8を満たす場合にご契約いただけます。)</p> <p>地震保険*9によって保険金が支払われる場合に、地震保険による保険金と同額をお支払いします。ただし、地震保険による保険金と合算で保険の対象の再取得価額を限度とします。</p> <p>*9 地震保険の補償内容については、「地震保険」(P.10)をご参照ください。</p>
地震による火災の補償を増やしたいときは?	<p>地震火災費用保険金増額特約</p> <p>(一定の条件*8を満たす場合にご契約いただけます。)</p> <p>地震火災費用保険金*10を支払限度額(保険金額)の30%に増額してお支払いします。</p> <p>*10 地震火災費用保険金の補償内容については、上記「I 地震火災費用保険金」をご参照ください。</p>

*8 詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

*「住まいの選べるアシスト特約」(住まいの選べるアシスト)をご契約いただくことにより、罹災後のサポートを受けられます。詳細は、「住まいの選べるアシスト」(P.21)をご参照ください。

地震保険

保険の対象



居住用の建物・
マンション戸室



家財

※地震保険は「専用住宅」「併用住宅」を対象としています。保険期間の途中で建物の用途を専用店舗に変更する等、居住部分がなくなった場合には、保険契約を解除することがあります。

住まいの補償では、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害が起こったときは保険金をお支払いしません(地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。)。地震・噴火またはこれらによる津波による損害については、住まいの補償とあわせて地震保険をご契約いただく必要があります。

保険金をお支払いする主な場合

契約概要

保険の対象に地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする火災・損壊・埋没・流失による損害が起こったときに保険金をお支払いします。

例えば…

地震で家が
壊れたときは？



地震による
火災で家が
燃えてしまった
ときは？



地震による
津波で家が
流されてしまった
ときは？



地震・噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害を補償します。

- 地震保険は住まいの補償とあわせてご契約いただけます(住まいの補償のご契約期間の途中でご契約いただくことも可能です。)
- 地震保険の保険金額は、住まいの補償の支払限度額(保険金額)の30%~50%の範囲内で設定いただけます(ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となります。)
- 一定の適用条件を満たした場合、**保険料の割引**があります。「●地震保険の割引について」(P.27)をご参照ください。

お支払いする保険金

保険の対象について生じた損害が、「全損」、「半損」または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合(100%、50%または5%)を保険金としてお支払いします(「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。)

損害の程度	認定の基準*1		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損 	建物の時価の 50%以上	焼失または流失した床面積が 建物の延床面積の 70%以上	地震保険保険金額の 100% (時価*2が限度)
半損 	建物の時価の 20%以上 50%未満	焼失または流失した床面積が 建物の延床面積の 20%以上 70%未満	地震保険保険金額の 50% (時価*2の50%が限度)
一部損 	建物の時価の 3%以上 20%未満	床上浸水 全損・半損に至らない 建物が、 床上浸水 または地盤面より45cm を超える浸水を受け 損害が生じた場合	地震保険保険金額の 5% (時価*2の5%が限度)

*1 認定方法については、「●地震保険の損害の認定基準について」(P.53~56)をご参照ください。

*2 時価とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

※お支払いする保険金は、1回の地震・噴火またはこれらによる津波における損害保険会社全社の支払保険金総額が5兆5,000億円(2011年8月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する5兆5,000億円の割合によって削減される場合があります。

保険金をお支払い
しない主な場合

契約概要
注意喚起情報

- 損害の程度が一部損に至らない損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波の際における保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害 等

1個または1組あたり30万円を超える宝石や美術品等(高額貴金属等)、屋外設備・装置、設備・什器、商品・製品等は保険の対象となりません。

3 自動車に関する補償

自動車に関する補償は、以下の①、②の条件をいずれも満たすノンフリート契約*1の場合にご契約いただけます。

*1 ご契約者が自ら所有・使用されるお車の総付保台数が9台以下のご契約をいいます。

1 記名被保険者が以下の①～③の方

記名被保険者とは…補償の中心となる方をいいます。ご契約のお車を主に使用される方1名をご契約時に設定いただけます。



① ご契約者

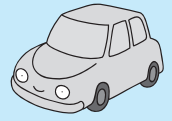
2 ご契約のお車が、以下の①～③の方が所有する主な自家用車*2または二輪自動車

主な自家用車とは…

お車の用途・車種が自家用乗用車(普通・小型・軽四輪)、自家用貨物車[普通(最大積載量2トン以下)・小型・軽四輪]、特種用途自動車(キャンピング車)であるものをいいます。

*2 事業にのみ使用されるお車を除きます。

具体的には…ご家庭で使用するファミリーカーや、個人事業主の方で事業以外にもご家庭で使用されるお車の場合に、自動車に関する補償をご契約いただけます。



② ①の配偶者

③ ①または②の同居の親族

賠償に関する補償

保険金をお支払いする主な場合

契約概要

相手方の治療費や修理費等をお支払いします。

他人にケガをさせてしまったときは?



対人賠償責任保険

保険金額は無制限をおすすめします。

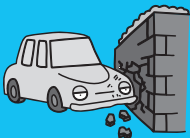
ご契約のお車の事故により、**他人を死亡させたり、ケガをさせて、法律上の損害賠償責任を負う場合**に、相手方1名について保険金額を限度に保険金をお支払いします(ただし、自賠責保険等で支払われるべき部分を除きます)。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。また、対人事故により法律上の損害賠償責任を負うことによって損害を被った場合で、相手方が死亡したときに、臨時費用保険金をお支払いします。その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。

【ご参考】

対人賠償高額判決例

認定総損害額	相手方	被害内容
3億8,281万円	会社員(男29歳)	後遺障害
3億5,978万円	大学研究科在籍(男25歳)	後遺障害

車や塀等の他人の財物を壊してしまったときは?



対物賠償責任保険

保険金額は無制限をおすすめします。

ご契約のお車の事故により、**車や塀等の他人の財物を壊し、法律上の損害賠償責任を負う場合**に、1事故について保険金額を限度*3に保険金をお支払いします*4*5。あわせて、落下物取り片づけ費用・原因者負担金・損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。

*3 保険金額が30億円を超える場合、ご契約のお車に積載中の危険物の火災、爆発または漏えい起因する事故等は、30億円が限度となります。

*4 免責金額(自己負担額)が設定されている場合は、これを差し引いた額をお支払いします。

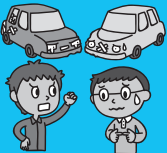
*5 相手方の財物の時価額を超える修理費をお支払いすることはできません。

【ご参考】

対物賠償高額判決例

認定総損害額	事故状況	被害物
1億3,580万円	車両衝突事故	店舗
1億2,036万円	路切内、電車衝突事故	電車・沿線家屋

相手方の車の修理費が時価額を超えるときは?



対物超過修理費特約

オプション

(対物賠償責任保険をご契約の場合にご契約いただけます。)

対物賠償責任保険で補償する事故で、**相手方の車の時価額を超える修理費が発生し、補償を受けられる方がその差額分を負担する場合**に、損害が生じた日の翌日から起算して6か月以内に修理を行ったときに限り、**差額分の修理費に補償を受けられる方の過失割合を乗じた額**を保険金としてお支払いします(1事故について相手方の車1台あたり50万円が限度です。)

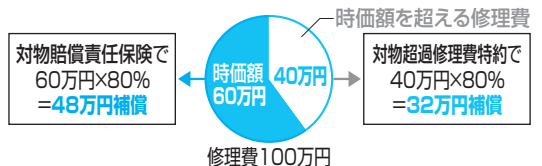
過失割合によっては、相手方にも修理費用の一部負担が生じます。

<例> 補償を受けられる方の過失割合80%、

相手方の過失割合20%

相手方の車の時価額が60万円、

修理費が100万円



保険金をお支払いしない主な場合

契約概要 注意喚起情報

共通

- 第三者との損害賠償に関する特別な取り決めにより、**損害賠償責任が加重された場合**、その加重された部分の損害
- ご契約者、記名被保険者等の**故意**によって生じた損害
- 台風、洪水または高潮**によって生じた損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波**によって生じた損害
- 記名被保険者以外の補償を受けられる方の**故意**によって生じた損害(その方が損害賠償責任を負担する部分)
- ご契約のお車を**競技または曲技**のために使用すること(練習を含みます。)、**競技または曲技**を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害 等

対人賠償責任保険

ご契約のお車の事故により、以下の方にケガをさせてしまい、それによって補償を受けられる方が被った損害 等

- ① 記名被保険者
- ② ご契約のお車を**運転中**の方
- ③ 補償を受けられる方または②の、**父母・配偶者**または子
- ④ 補償を受けられる方の**業務に従事中の使用者**

対物賠償責任保険・対物超過修理費特約

ご契約のお車の事故により、以下の方の所有、使用または管理する財物を壊し、それによって補償を受けられる方が被った損害 等

- ① 記名被保険者
- ② ご契約のお車を**運転中**の方
- ③ 補償を受けられる方
- ④ ②または③の、**父母・配偶者**または子

示談交渉

(対人賠償責任保険 対物賠償責任保険)

相手方への損害賠償に関する示談交渉は、原則として東京海上日動が行います。



○以下の場合には示談交渉できません。

- 東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合
- 補償を受けられる方に損害賠償責任がない場合
- 相手方へ損害賠償請求を行う場合 等

※保険会社が示談交渉できない「もらい事故」の相手方との交渉には「弁護士費用等補償特約(日常生活)」(もらい事故アシスト)をご契約いただくと安心です。詳細は、「もらい事故アシスト」(P.19)をご参照ください。

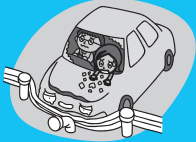
ご自身の補償

契約概要

保険金をお支払いする主な場合

ご自身・ご家族・乗車中の方の治療費等をお支払いします。

お車に乗車中の事故によりケガをしたときは？



歩行中に車との接触により、ケガをしたときは？



人身傷害保険

原則として自動セット*1

(ご契約のお車が二輪自動車の場合には自動セットされません。)

お車の運行に起因する事故等で生じたケガによる治療費・休業損害あるいは死亡による逸失利益・精神的損害等、補償を受けられる方1名について、過失割合にかかわらず保険金額を限度に実際の損害額に対して保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。

[補償の対象となる事故の範囲]

ご契約のお車に乗車中の方	記名被保険者およびそのご家族	
ご契約のお車に乗車中の事故の補償 (記名被保険者およびそのご家族が運転中*3の事故は、同乗者も補償されます。)	ご契約のお車以外のお車*2に乗車中の事故の補償 (記名被保険者およびそのご家族が運転中*3の事故は、同乗者も補償されます。)	歩行中、お車との接触等による事故の補償

※ご契約のお車に乗車中の方、記名被保険者およびそのご家族以外の方、ご契約のお車の自動車損害賠償保障法上の保有者・運転者は、ご契約のお車の運行に起因する事故の場合に限り、補償を受けられます。

「人身傷害のご契約のお車搭乗中のみ補償特約」をご契約いただくことで、すべての補償を受けられる方について、補償範囲をご契約のお車に乗車中の事故に限定し、保険料を割安にすることができます。

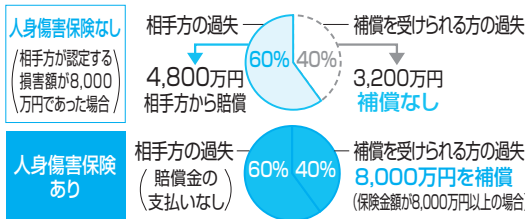
*1 例外として対人賠償責任保険、対物賠償責任保険もしくは車両保険のいずれかのみ、または対人賠償責任保険および対物賠償責任保険のみご契約いただく場合は人身傷害保険が自動セットされません。

*2 記名被保険者またはそのご家族が所有または常時使用するお車等は対象外です。

*3 駐車または停車中の場合、事業用のお車を運転中の場合等を除きます。

相手方が無保険車のときは…他のお車との事故により死亡された場合や後遺障害を被られた場合で、相手方が保険を契約していない等のために賠償金の支払い能力がなく、十分な補償を受けられないときに、補償を受けられる方1名について2億円(保険金額が無制限の場合は無制限)を限度に保険金をお支払いします。

例: 事故で相手方の過失割合が60%、補償を受けられる方の過失割合が40%。総損害額*4が8,000万円であった場合。



補償を受けられる方の過失の有無・割合にかかわらず補償が受けられます。

ケガや死亡による総損害額*4を、過失割合にかかわらず保険金額を限度に補償します。

※補償を受けられる方の年齢や収入、ご家族の構成等をお考えのうえ、適正な保険金額をご設定ください。

※労働者災害補償制度によって既に給付が決定したまたは支払われた場合や、相手方から賠償金が支払われた場合等は、その額を差し引いてお支払いします。

※ケガ等により治療される場合には、健康保険等、給付を受けられる公的制度をご利用ください。

相手方との交渉は不要です。

総損害額*4をご請求いただく場合は、東京海上日動が直接保険金をお支払いしますので、相手方との交渉は不要です。

*4 総損害額の認定は、約款に基づき東京海上日動が行います。

ケガをして5日以上入院したときは？

傷害一時金保険

(人身傷害保険をご契約の場合にご契約いただけます。)

搭乗者傷害特約 (一時金払)

オプション

(ご契約のお車が二輪自動車で、人身傷害保険をご契約されていない場合にご契約いただけます。)

搭乗者傷害特約 (日数払)

オプション

(ご契約のお車が二輪自動車で、傷害一時金保険をご契約されていない場合にご契約いただけます。)

※搭乗者傷害特約(一時金払)と搭乗者傷害特約(日数払)を重ねてご契約いただくことはできません。

人身傷害保険により補償の対象となる事故で補償を受けられる方の入院・通院日数が通算して5日以上となった場合*5に、補償を受けられる方1名について保険金額の全額をお支払いします。

*5 5日目の入院または通院した日が、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の場合に限りです。

ご契約のお車の事故により、乗車中の方が、ケガ・死亡された場合や後遺障害を被られた場合に、補償を受けられる方1名について保険金額に基づいて、あらかじめ設定された額を保険金としてお支払いします。

<搭乗者傷害特約(一時金払)>

ケガの場合には、一時金として傷害保険金(入院給付金または治療給付金)をお支払いします。

- 入院・通院日数が通算して5日以上の場合
ケガの内容に応じて入院給付金をお支払いします。
- 入院・通院日数が通算して4日以内の場合
治療給付金として1万円をお支払いします。

<搭乗者傷害特約(日数払)>

ケガの場合には、入院保険金日額または通院保険金日額に、医師等が治療を必要と認める治療日数を乗じた額を傷害保険金としてお支払いします。

※治療日数は、事故の発生の日からその日を含めて180日を限度とします。

※通院の場合、治療日数は90日を限度とします。

保険金をお支払いしない主な場合 (共通)

契約概要 注意喚起情報

- 補償を受けられる方の故意または重大な過失によって、補償を受けられる方本人に生じた損害
- 極めて異常かつ危険な方法でお車に乗車中の方に生じた損害
- 無免許運転や酒気帯び運転によって、運転者本人に生じた損害
- 補償を受けられる方が、お車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでお車に乗車中に、その本人に生じた損害
- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害

- ご契約のお車を競技または曲技のために使用すること(練習を含みます。)、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害
- 補償を受けられる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によってその本人に生じた損害
- 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方が受け取るべき金額部分)
- 補償を受けられる方の脳疾患、疾病または心神喪失によってその本人に生じた損害 等

※人身傷害保険をご契約されずに対人賠償責任保険をご契約のときは、自損事故傷害特約*6および無保険車事故傷害特約*7が自動セットされます。

*6 自損事故傷害特約では、補償を受けられる方が自損事故により①死亡された場合には、死亡保険金②後遺障害を被られた場合には、その後遺障害の程度に応じた後遺障害保険金③医師等の治療を必要とした場合には、医師等が治療を必要と認める治療日数に対して、傷害保険金をお支払いします。④また、東京海上日動が定める介護を必要とする重度の後遺障害を被られた場合に、介護費用保険金をお支払いします。

*7 無保険車事故傷害特約では、補償を受けられる方が相手方の車との事故により死亡された場合や、後遺障害を被られた場合で、相手方が不明、相手方が無保険または相手方の保険の支払条件により十分な補償を受けられないときに、無保険車傷害保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。

※人身傷害保険をご契約いただいた場合、「入院時選べるアシスト特約」(入院時選べるアシスト)をご契約いただくことにより、入院中退院後のサポートを受けられます。

詳細は、「入院時選べるアシスト」(P.19)をご参照ください。

契約概要

保険金をお支払いする主な場合

ご契約のお車の修理費等をお支払いします。

事故によりご契約のお車が壊れたときは?

車両保険
(ご契約のお車が二輪自動車の場合は限定Aをお選びいただけません。)

事故によりご契約のお車に生じた損害に対して保険金をお支払いします。ご希望により一般条件、エコノミー車両保険(車対車+A)等をお選びいただき、1回目と2回目以降の車両事故のそれぞれについて免責金額(自己負担額)*1を設定いただけます。それぞれ対象となる事故の例は以下のとおりです。その他、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・車両運搬費用・盗難車両引取費用・共同海損分担保費用をお支払いできる場合があります。

単独事故

- 電柱・ガードレールに衝突
- 当て逃げ
- 車庫入れに失敗
- その他、墜落・転覆

他のお車との衝突・接触*2

- お車同士の衝突
- エコノミー車両保険(車対車+A)
- 二輪自動車・原動機付自転車との衝突

火災・台風・盗難*3等

- 火災・爆発
- 盗難*3
- いたずら・落書き・窓ガラス破損
- 他物の飛来・落下
- 台風・たつ巻・洪水・高潮
- その他、騒ぎよう・労働争議

! 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いしません。一部のご契約を除き、この損害に備え下記地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約をご契約いただけます。

*1 全損*4以外の場合には、損害額からご契約時に設定された免責金額(自己負担額)を差し引いた金額を保険金額を限度にお支払いします。なお、車対車免ゼロ特約をご契約いただいた場合、お車同士の衝突や接触事故であり、かつ、相手方の車(ご契約のお車と所有者が異なる場合に限り)およびその運転者または所有者が確認できる車両事故の場合で、適用される免責金額(自己負担額)が3万円または5万円の場合は免責金額(自己負担額)なしで保険金をお支払いします。

*2 エコノミー車両保険(車対車+A)の場合は、相手方の車(ご契約のお車と所有者が異なる場合に限り)およびその運転者または所有者が確認されたときに限り補償します。当て逃げで相手方が不明の場合等は補償されません。

*3 ご契約のお車が二輪自動車の場合は、盗難による損害は補償されません。

*4 全損とは、ご契約のお車の修理費が保険金額以上となる場合、ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合またはご契約のお車が修理できない場合をいいます。

駐車中に当て逃げされたときは?

駐車中の当て逃げ被害補償特約
オプション
(ご契約のお車が主な自家用車で、エコノミー車両保険(車対車+A)をご契約の場合にご契約いただけます。)

ご契約のお車に生じた、エコノミー車両保険(車対車+A)では補償の対象外となる以下のような**駐車または停車中の損害**に対して、車両保険金をお支払いします。

- ご契約のお車が**駐車または停車中に**相手方の車(ご契約のお車と所有者が異なる場合に限り)と衝突・接触した場合で相手方の車が確認できないときの損害
- ご契約のお車が**駐車または停車中に**他物と衝突・接触、転覆または墜落した場合の損害

ご契約のお車が全損*4となったときは?

車両全損時諸費用補償特約
オプション
(車両保険をご契約の場合にご契約いただけます。)

ご契約のお車が**全損*4**となった場合に、車両保険の保険金額の10%に相当する額を全損時諸費用保険金としてお支払いします(1事故について20万円が限度です。)

*4 全損とは、ご契約のお車の修理費が保険金額以上となる場合、ご契約のお車が盗難され発見されなかった場合またはご契約のお車が修理できない場合をいいます。

さらに以下のような特約もご用意しています(車両新価保険特約と車両修理時支払限度額引上げ特約を重ねてご契約いただくことはできません。)

車両新価保険特約 ※この特約には車両全損時諸費用補償特約が自動セットされます。
(ご契約のお車が主な自家用車で、満期日がご契約のお車の初度登録年月または初度検査年月から37か月以内である場合にご契約いただけます。)
新たに購入したご契約のお車が、**事故(盗難され発見されない場合を除きます。)**により**大きな損傷*5**を受け、**新車に買い替えた場合等に**、実際にかかる**新車再購入費用(車両本体価格+付属品+消費税)等を「協定新価保険金額*6」を限度に保険金としてお支払い(新価払)します。また、新たにお車を購入し、新価払で車両保険金をお支払いした場合に、再取得時諸費用保険金をお支払いします。**

*5 大きな損傷とは、ご契約のお車が修理できない場合、ご契約のお車の修理費が車両保険の保険金額以上となる場合またはご契約のお車の修理費が「協定新価保険金額*6」の50%以上となる場合(車体の内外装および外板部品を除いた本質的構造部分に著しい損傷が生じている場合に限り)をいいます。

*6 ご契約のお車の新車購入時の価格に基づき設定いただけます。

車両修理時支払限度額引上げ特約
(ご契約のお車が主な自家用車で、ご契約のお車の車両保険の保険金額が50万円未満の場合にご契約いただけます。)
ご契約のお車の**修理費が車両保険の保険金額以上となる場合で修理を行ったときに**、損害額からご契約時に設定された免責金額(自己負担額)を差し引いた金額を50万円を限度に保険金としてお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合
(車両保険、上記各特約共通)

契約概要 注意喚起情報

- ・パンク等の**タイヤのみ**に生じた損害(ただし、ご契約のお車の他の部分と同時に生じたタイヤの損害、火災・盗難により生じたタイヤの損害は補償の対象となります。)
- ・ご契約者、ご契約のお車の所有者または保険金受取人等の**無免許運転や酒気帯り運転**によって生じた損害
- ・ご契約のお車に存在する欠陥、摩滅、腐し、さび、その他**自然の消耗**
- ・ご契約のお車を競技または曲技のために使用すること(練習を含みます。)、競技または曲技を行うことを目的とする場所で使用することによって生じた損害
- ・法令により禁止されている**改造**を行った部分品または付属品に生じた損害
- ・詐欺または**横領**によって生じた損害
- ・**故障損害**
- ・**地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
- ・ご契約者、ご契約のお車の所有者または保険金の受取人等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害 等

「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」(ご契約のお車が主な自家用車で、車両保険(一般条件)をご契約の場合にご契約いただけます。)
地震・噴火またはこれらによる津波によってご契約のお車が全損*7となった場合に、記名被保険者が臨時に必要なとする費用に対し、50万円*8を地震・噴火・津波危険車両全損時一時金としてお支払いします。

*7 本特約における全損とは、運転者席の座面を超える浸水を被った場合等、ご契約のお車の損害の状態が約款に定める基準に該当する場合をいいます。

*8 この特約は、生活に欠かせない移動手段を確保すること等を目的として、記名被保険者に定額で50万円をお支払いするものです。ただし、車両保険の保険金額が50万円未満の場合は、その金額をお支払いします。

詳しい補償内容や保険金をお支払いしない場合は、「地震・噴火・津波危険車両全損時一時金特約」(P.248)をご参照ください。

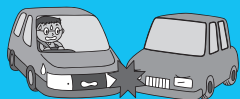
※ご契約のお車が主な自家用車の場合に、「おくるま搬送時選べる特約」(おくるま搬送時選べるアシスト)をご契約いただくことにより、事故・故障時の各種手配を受けられます。詳細は、「おくるま搬送時選べるアシスト」(P.20)をご参照ください。

その他の主な特約とその概要

P.11～13でご説明した特約のほかにも、様々な特約(オプション)をご用意しています。

補償内容

借りたお車で事故を起こしたときは？



他車運転危険補償特約

ご契約のお車が主な自家用車の場合に自動セット

(車両保険のみご契約の場合は自動セットされません。)

記名被保険者やそのご家族*1が借りたお車を運転中(駐車または停車中を除きます。)の事故でも、**借りたお車の保険に優先して**、ご契約のお車の保険からそのご契約内容に応じて保険金をお支払いします。
●法律上の損害賠償責任(対人・対物・車両*2)を補償 ●補償を受けられる方のケガを補償

ご注意ください

- 借りたお車が、主な自家用車の場合に保険金をお支払いします。
- 借りたお車には、記名被保険者、記名被保険者の配偶者またはそれらの方の同居の親族が所有または常時使用するお車を含みません。

*1 別居の未婚の子が所有または常時使用するお車を自ら運転中の場合を除きます。
*2 ご契約のお車の車両保険のご契約内容で保険金をお支払いできる事故に限り、借りたお車を壊したことによるその持ち主への法律上の損害賠償責任について、ご契約の対物賠償責任保険の保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、借りたお車自体に生じた損害に限り補償します。
*3 記名被保険者の業務に従事中の使用人が、ご契約のお車の整備・修理・点検等の間の代替として臨時に借りたお車(主な自家用車に限り)を運転中(駐車または停車中を除きます。)の場合も、本特約で補償することがあります。

※ご契約のお車が二輪自動車では対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をご契約の場合、他車運転危険補償特約(二輪・原付)をご契約いただけます。

事故によりレンタカーが必要になったときは？



レンタカーとは…道路運送法第80条第1項に基づき業として有償で貸渡することの許可を受けた自家用自動車をいいます。

レンタカー費用補償特約

(ご契約のお車が主な自家用車で、車両保険およびおくるま搬送時選べる特約をご契約の場合にご契約いただけます。)

車両保険で保険金をお支払いできる事故が生じた場合で、おくるま搬送時選べる特約により補償されないとき(走行可能であり修理工場等へレッカー搬送されていないとき等)でも、レンタカーを使用する場合の費用について、保険金をお支払いします。原則として、事故等の発生の日からその日を含めて30日を限度とし、ご契約時にお選びいただく保険金日額の範囲内でレンタカーをご利用いただけます。

※事故や故障によりご契約のお車が走行不能になり修理工場等へレッカー搬送された場合等は、おくるま搬送時選べる特約により補償します。内容の詳細は、「おくるま搬送時選べるアシスト」(P.20)をご参照ください。

お車に積んでいた日用品に損害が生じたときは？



車内携行品補償特約

(ご契約のお車が主な自家用車の場合にご契約いただけます。)

偶然な事故により、ご契約のお車の車内・トランク等に収容またはキャリアに固定された、**個人が所有する日用品(レジャー用品等)に生じた損害**を補償します。損害額から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。

ファミリーバイクで事故を起こしたときは？

ファミリーバイクとは…原動機付自転車をいいます(総排気量125cc以下の二輪を含みます。ただし、総排気量50cc超125cc以下の側車付二輪を除きます。)



ファミリーバイク特約

(対人賠償責任保険および対物賠償責任保険をご契約の場合にご契約いただけます。また、「人身傷害あり」のタイプは人身傷害保険をご契約の場合にご契約いただけます。)

ファミリーバイク(借りたファミリーバイクを含みます。)を使用中の事故等により記名被保険者またはそのご家族が負担する法律上の損害賠償責任およびファミリーバイクに乗車中に生じたケガ等について、ご契約のお車のご契約内容に応じて保険金をお支払いします。「人身傷害あり」または「自損事故傷害あり」のいずれかのタイプをお選びいただけ、対人賠償責任保険*3および対物賠償責任保険*4の他に、人身傷害保険*5または自損事故傷害特約*6をそれぞれ適用します。

ご注意ください

- 運転者の年齢条件特約、家族限定特約または本人・夫婦限定特約をご契約されている場合も、これらの特約の条件にかかわらず、この特約での補償を受けられる方がファミリーバイクを使用中に起こした事故等は補償の対象となります。

*3 記名被保険者またはそのご家族が所有または常時使用するファミリーバイクでの対人賠償責任の補償の対象となる事故については、自賠責保険等で支払われるべき部分はご契約の補償対象外です。
*4 対物超過修理費特約をご契約の場合、ファミリーバイクを使用中の事故等にも適用されます。
*5 傷害一時金保険または入院時選べるアシスト特約をご契約の場合、ファミリーバイクを使用中の事故等にもそれぞれ適用されます。
*6 お支払いする保険金等の詳細は、「**6** お支払いする保険金の概要一覧」(P.38)をご参照ください。

事故があっても等級をすえおくには？

等級プロテクト特約(一般用)

(ご契約のお車が主な自家用車で、ノンフリート等級7等級(S)または7等級(F)~20等級が適用されるご契約の場合にご契約いただけます。)

保険期間中の1回目の保険事故*7に限り、更新前のご契約に適用される等級をすえおいて、ご契約に適用します。

*7 等級すえおき事故(この特約を適用した等級すえおき事故を除きます。)やノーカウント事故を除きます。
*8 ご契約に7等級が適用される場合、更新前のご契約と異なる割増率が適用されることがあります。ご契約にその他の等級が適用される場合でも、商品改定が行われたときには、更新前のご契約と異なる割増率が適用されることがあります。
*9 車両保険、車内携行品補償特約、または他車運転危険補償特約の車両損害に係る保険事故については、事故の発生の日の翌日から7日以内に事故のご連絡がないときは、原則として等級すえおき事故としての取扱いができません。
*10 ノンフリート等級別割引・割増制度についてはP.30をご参照ください。

保険金をお支払いしない主な場合



他車運転危険補償特約

- 飛び石事故や当て逃げ等により借りたお車自体に生じた、補償を受けられる方に**法律上の損害賠償責任が発生しない損害**
- **無免許運転や酒気帯び運転**により、借りたお車を壊したことで生じた、その持ち主への法律上の損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害 等

レンタカー費用補償特約

- 発生した事故が、**ご契約のお車の車両保険のご契約内容で保険金をお支払いできる事故に該当しない場合**
- **燃料の不足やバッテリー上がり**によりご契約のお車が走行不能となった場合 等

車内携行品補償特約

- 自転車、サーフボード、ラジコン、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品等に生じた損害
- キャリアに固定された個人が所有する日用品(レジャー用品等)の盗難 ●個人が所有する日用品(レジャー用品等)のさびかびによる損害 等

ファミリーバイク特約

- 補償を受けられる方が所有、使用または管理しているファミリーバイクを、補償を受けられる方の業務のために、**使用人*8が運転している間に生じた事故による損害** 等

*8 記名被保険者またはそのご家族のいずれかに該当する場合を除きます。



配偶者

婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方(以下の要件をすべて満たす方をいいます。)を含みます。

- ① 婚姻意思を有すること。
- ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

※婚姻とは異なります(婚姻約者は配偶者に含みません。)

ご家族

記名被保険者の配偶者、記名被保険者またはその配偶者の同居の親族および別居の未婚の子(未婚の子とは、これまでに一度も法律上の婚姻歴がない子をいいます。)をいいます。

4 携行品・賠償・費用に関する補償

携行品に関する補償

保険金をお支払いする主な場合

契約概要

携行中の家財に
損害が生じたときは？



携行品特約

国内外での**一時的に持ち出された家財や携行中の家財の損害**を補償します。損害額(修理費)から免責金額(自己負担額: 1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・盗難引取費用をお支払いできる場合があります。

保険金をお支払い
しない主な場合

契約概要
注意喚起情報

- ご契約者または補償を受けられる方等の**故意**または**重大な過失**によって生じた損害
- 地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
- 自転車、サーフボード、ラジコン、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、商品・製品等に生じた損害
- さび、かびによる損害
- 保険の対象の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)に起因する損害 等

賠償責任に関する補償

保険金をお支払いする主な場合

契約概要

例えば…

日常生活での
賠償事故は？



個人賠償責任補償特約

国内外での以下のような事故により、**他人にケガ等をさせたり、他人の財物を壊して法律上の損害賠償責任を負う場合**に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用・緊急措置費用をお支払いできる場合があります。その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。

- 日常生活に起因する偶然な事故
- ご契約者が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故

借りている物を壊したり、
盗まれたりしたときは？



受託品賠償責任補償特約

補償を受けられる方が日本国内で受託した家財(受託品)が、国内外での住宅内に保管または一時的に住宅外で管理されている間に損壊・盗取されたことにより、**受託品について正当な権利を有する方に対して法律上の損害賠償責任を負う場合**に、損害額(損害賠償責任の額)から免責金額(自己負担額: 1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。あわせて、損害防止費用・請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。

借家を焼失させて
しまったときは？



借家人賠償責任補償特約

日本国内における借戸室での火災、破裂・爆発、水濡れ、盗難事故により、**貸主に対して法律上の損害賠償責任を負う場合**に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、法律上の損害賠償責任が生じないときであっても、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用も補償します。あわせて、請求権の保全、行使手続費用をお支払いできる場合があります。その他、示談交渉費用・協力義務費用・争訟費用・訴訟による遅延損害金をお支払いできる場合があります。

補償を受けられる方をお選びください

以下①~④に該当し、かつ、借戸室を借用している方の中からお選びください

- ① ご契約者
- ② ①の配偶者
- ③ ①または②の同居の親族
- ④ ①または②の別居の未婚の子

※上記の特約には「賠償事故解決に関する特約」が自動セットされ、国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。

⚠ 東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や補償を受けられる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、東京海上日動は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。

個人賠償責任補償特約

- ご契約者または補償を受けられる方等の**故意**によって生じた損害
- 地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
- 航空機、船舶、車両(ゴルフ場構内におけるゴルフカートを除きます。)または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害
- 借りた財物を壊したことによる、その持ち主に対する損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害 等

保険金をお支払い
しない主な場合

契約概要
注意喚起情報

受託品賠償責任補償特約

- ご契約者または補償を受けられる方等の**故意**によって生じた損害
- 地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
- 自転車、サーフボード、ラジコン、ノート型パソコン、眼鏡、ペット、植物、手形その他の有価証券、商品・製品等に生じた損害
- さび・かびによる損害
- 受託品の置き忘れまたは紛失(置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。)によって生じた損害 等

借家人賠償責任補償特約

- ご契約者または補償を受けられる方等の**故意**によって生じた損害
- 地震・噴火**またはこれらによる**津波**によって生じた損害
- 借戸室の改築、増築、取りこわし等の工事によって生じた損害*1
- 借戸室の貸主との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって補償を受けられる方が被った損害*1等




*1 法律上の損害賠償責任が生じないときに、貸主との契約に基づいて借戸室を修理した費用については、補償の対象となります。

費用に関する補償

契約概要

保険金をお支払いする主な場合

例えば…

<p>被害事故にあい、法律相談や相手との交渉を弁護士に依頼したときは？</p> 	<p>弁護士費用等補償特約 (日常生活)</p>	<p>日本国内において発生した急激かつ偶然な外来の事故により補償を受けられる方が被った身体の障害または財物の損壊等について、相手方に法律上の損害賠償請求をするために弁護士費用や法律相談費用がかかった場合に、1事故について補償を受けられる方1名あたり300万円を限度に保険金をお支払いします。</p>
<p>飛行機や船が行方不明になったときは？</p> 	<p>救護者費用等補償特約</p>	<p>国内外において以下のような事由により、補償を受けられる方またはその親族が捜索費用や現地へ赴くための交通費・宿泊料等を負担した場合に、1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●補償を受けられる方が搭乗している航空機・船舶が行方不明になった場合 ●急激かつ偶然な外来の事故により、補償を受けられる方の生死が確認できない場合 ●急激かつ偶然な外来の事故により、補償を受けられる方が、緊急の捜索・救助活動を要する状態になったことが公的機関により確認された場合 ●補償を受けられる方の居住に使用される住宅外において被った急激かつ偶然な外来の事故によるケガのため、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡(事故より直ちに死亡された場合を含みます。)または継続して14日以上入院された場合 等
<p>ホールインワンをして祝賀会の費用を負担したときは？</p> 	<p>ホールインワン・アルバトロス費用補償特約</p>	<p>日本国内においてパー35以上の9ホールのゴルフ場を正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、下表のいずれかのホールインワン・アルバトロスを達成した場合に、達成のお祝いとして実際にかかった費用等*1を、1回のホールインワン・アルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>同伴競技者および同伴キャディ等*2の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*2のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)</p> <p>記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>*1 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念品植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p> <p>*2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、補償を受けられる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>補償を受けられる方をお選びください</p> <p>① ご契約者 ③ ①または②の同居の親族 ② ①の配偶者 ④ ①または②の別居の未婚の子</p>

<p>保険金をお支払いしない主な場合</p> <p>契約概要 注意喚起情報</p>	<p>弁護士費用等補償特約 (日常生活)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者または補償を受けられる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●無免許運転や酒気帯び運転によって、補償を受けられる方本人に生じた損害 ●補償を受けられる方が、お車の使用について正当な権利を有する者の承諾を得ないでお車に乗車中に生じた損害 	<ul style="list-style-type: none"> ●補償を受けられる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によってその本人に生じた損害 ●財物の瑕疵、自然の消耗もしくは劣化または性質による変色等を理由とする財物の損壊等 ●騒音、振動、悪臭、日照不足等に起因する身体の障害または財物の損壊等 ●補償を受けられる方の父母、配偶者または子等が賠償義務者である場合 等
<p>救護者費用等補償特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約者または補償を受けられる方等の故意または重大な過失によって生じた損害 ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた損害(その方が受け取るべき金額部分) ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●補償を受けられる方がピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間に生じた事故によって生じた損害 等 	
<p>ホールインワン・アルバトロス費用補償特約</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●補償を受けられる方がゴルフ場の経営者である場合、その補償を受けられる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●補償を受けられる方がゴルフ場の使用人である場合、その補償を受けられる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス ●ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス ●パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ 等 	

5 からだに関する補償

ⓘ からだに関する補償については、保険の対象となる方の年齢等や補償の組み合わせ等により、ご契約いただけない場合があります。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

傷害定額 (ケガに関する補償)

保険の対象となる方
をお選びください

- ① ご契約者
- ② ①の配偶者
- ③ ①または②の同居の親族
- ④ ①または②の別居の未婚の子

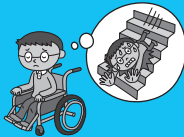



保険金をお支払いする主な場合

契約概要

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有害物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

ケガを被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガの程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

<p>ケガで死亡されたり、後遺障害が生じたときは?</p> 	<p>死亡保険金・後遺障害保険金</p>	<p>死亡</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合(事故により直ちに死亡された場合を含みます。))に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 *1 事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。</p> <p>後遺障害</p> <p>事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%~100%に相当する額をお支払いします。 *お支払いする保険金は、1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。</p>
<p>ケガをして入院や手術をしたときは?</p> 	<p>入院保険金・手術保険金</p>	<p>入院</p> <p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合に、入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて対象日数*2を経過した後の期間に対しては入院保険金はお支払いできません。また、入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。</p> <p>手術</p> <p>上記の入院保険金がお支払われる場合において、その治療のため、所定の手術を受けた場合に、手術の種類に応じて入院保険金日額の10倍、20倍または40倍の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて対象日数*2以内の期間に受けた手術に限ります。なお、1事故に基づくケガに対して2以上の手術を受けた場合には、倍率の最も高い手術についてのみお支払いします。 *2 事故日から起算して保険金の支払対象となる期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。</p>
<p>ケガをして通院したときは?</p> 	<p>通院保険金</p>	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合に、通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて対象日数*2を経過した後の通院に対しては、通院保険金はお支払いできません。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について支払限度日数*3が限度となります。なお、保険の対象となる方が治療を終了したとき以降の通院に対しては保険金をお支払いできません。 *1 入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金がお支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 *2 事故日から起算して保険金の支払対象となる期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます。 *3 1事故に基づくケガについて、保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。</p>
<p>ケガをして医師の治療を要したときは?</p> 	<p>一時金払保険金</p>	<p>医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通算5日以上の入通院(往診を含みます。)をされた場合に、入通院給付金(ケガの内容に応じて一時金払保険金額の1倍、3倍、5倍または10倍)をお支払いします。 また、入通院日数が4日以内の場合は治療給付金(1万円)をお支払いします。</p>

*自動車運行中の傷害危険不担保特約をご契約いただくことで、保険金がお支払われる事故の範囲を「自動車搭乗中の事故および自動車の運行に起因する事故」以外とすることもお可能です。また、交通事故傷害危険のみ補償特約をご契約いただくことで、保険金がお支払われる事故の範囲を交通事故、建物火災等のみとすることもお可能です。

保険金をお支払いしない主な場合

契約概要 注意喚起情報

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ
 - ご契約者*4または保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ
 - 保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)
 - 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ
 - **無免許運転**や**酒気帯び運転**によって生じたケガ
 - 脳疾患、疾病または心神喪失およびこれらによって生じたケガ
 - 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ
- *4 契約始期日が2012年1月1日以降の場合は除きます。

- 外科的手術等の医療処置(保険金がお支払われるケガを治療する場合を除きます。))によるケガ
 - 戦争、内乱、暴動等によるケガ*5
 - 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ
 - むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの
 - ビッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ 等
- *5 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為によるケガは除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。

保険金をお支払いする主な場合

ケガや病気により、保険の対象となる方が就業不能^{*1}になった場合に保険金をお支払いします。

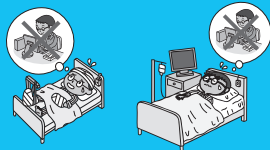
- *1 就業不能とは、ケガや病気の治療のための入院、または入院以外で医師等の治療を受けていることにより、保険の対象となる方の職業にかかわる業務に終日従事できない状態^{*2*}をいいます。所得補償保険金の入院のみ補償特約をご契約いただいた場合は、ケガや病院の治療のための入院により、保険の対象となる方の職業にかかわる業務に終日従事できない状態^{*3}をいいます。
- *2 例えば、保険の対象となる方が医師の場合には全日休診、保険の対象となる方が会社員の場合には終日出社できない状態をいいます。したがって、半日でも保険の対象となる方の職業にかかわる業務に従事した場合等は、終日従事できない状態とはいいません。
- *3 保険の対象となる方が日常、家事(炊事・掃除・洗濯・育児等)に従事する方の場合は、ケガや病気の治療のための入院により、家事に終日従事できない状態をいいます(所得補償保険金の入院のみ補償特約をご契約いただく必要があります。)

ご注意ください

- ただし、死亡された後、またはケガや病気が治癒した後は、いかなる場合でも「就業不能」とはいいません。

ケガや病気を被ったとき既に存在していたケガや病気の影響等により、ケガや病気の程度が加重された場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。詳細は、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

ケガや病気で働けなくな
ってしまったときは?



所得補償

ケガや病気によって就業不能となり、医師等の治療を開始した日以後の就業不能の日数が免責日数^{*4}を超えた場合に、所得補償保険金日額に就業不能の日数から免責日数を差し引いた日数を乗じた額をお支払いします。ただし、同一のケガや病気による就業不能について、てん補日数^{*5}分の保険金額を限度とします。

- *4 保険金をお支払いしない日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。
- *5 同一のケガや病気による就業不能に対して保険金をお支払いする限度日数として、契約により取り決めた一定の日数のことをいいます。

保険金をお支払い
しない主な場合

契約
概要

注意
喚起情報

- 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガや病気による就業不能
- ご契約者^{*6}または保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガや病気による就業不能
- 保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガや病気による就業不能(その方が受け取るべき金額部分)
- 保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガや病気による就業不能
- 無免許運転や酒気帯び運転によって生じたケガや病気による就業不能
- 妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガや病気による就業不能
- 精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害による就業不能
- 戦争、内乱、暴動等によって生じたケガや病気による就業不能^{*7}
- 自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間のケガや病気による就業不能
- むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業不能
- この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っているケガや病気による就業不能^{*8*}等

- *6 契約始期日が2012年1月1日以降の場合は除きます。
- *7 「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動セットされているため、テロ行為によって生じたケガや病気による就業不能は除きます。なお、「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」は、その規定にかかわらず、テロの危険が高まった場合でも解除されません。
- *8 初年度契約の保険始期時点で、既に被っているケガや病気による就業不能についても、初年度契約の保険始期日から2年を経過した後に開始した就業不能については、保険金のお支払いの対象とします。
- *9 就業不能の原因が告知対象外のケガや病気であったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。